

山口県報

令和元年
9月27日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則(畜産振興課)……………一
- 山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………一
- 告示
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一
- 保安林予定森林(光市)(森林整備課)……………二
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(二件)(建築指導課)……………二
- 公告
契約の締結(医療政策課)……………四
- 公共測量の実施(監理課)……………四
- 企業管理規程
美祿ダム操作規程の一部を改正する管理規程……………四

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第八号

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則

山口県家畜精液譲渡規則(昭和四十一年山口県規則第四十四号)の一部を次のように

改正する。

第二条の表中「八百十円」を「八百二十円」に、「千二百十円」を「千二百二十円」に、「六百十円」を「六百二十円」に、「千百二十円」を「千百三十円」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第九号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八十三条中第十一号を第十三号とし、第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 軽自動車税の環境性能制

第八十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 特別法人事業税

第八十四条第一項中「第十一号」を「第十三号」に改める。
第八十七条第一項中「第七号」を「第八号」に改める。

附則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

山口県告示第七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医 称 療 所 機 在 関 地 指 定 年 月 日
 あおば薬局 周南市大字徳山一〇七〇一の二 令和元、九、一

指定訪問看護事業者等 主たる事務所 の所在地	訪問看護ステーション等 名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
一般社団法人岩 国市医師会 岩国市室の木町 三丁目六番一 一 号	訪問看護ステ ーションむろの樹 三丁目六番一 二 号	令和元、 八、 一
株式会社翔陽 山陽小野田市新 生二丁目八番八 号	訪問看護ステ ーション翔陽 山陽小野田市新 生二丁目八番八 号	令和元、 八、 一

山口県告示第百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 - 光市大字三井字本堂一〇二五六の四、字観音寺一〇四〇六の一、一〇四〇六の八、一〇四〇六の九、一〇四〇六の一、字別所一〇四〇九の一、一〇四〇九の二、一〇四〇九の三、字一ノ坂一〇四〇九の二、一〇四〇九の一四、一〇四〇九の一五、字上明見所一〇四七三の一、一〇七五五の一、一〇七五五の二、大字小周防字小野一〇七三八の一、字山崎一〇七四二の二、一〇七四二の三
- 二 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、光市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び光市経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第百七十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、県立多部制定時制高等学校機械設備工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 県立多部制定時制高等学校機械設備工事
 - (一) 工事場所 山口市小郡下郷字下開作地内
 - (二) 工事の概要

構 造 及 び 規 模	工 事 内 容
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上五階建 延べ面積 四、六四四平方メートル	機械設備工一式

- 二 経営規模等入札参加資格
 - 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
 - (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。

- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の令和元年九月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年十月十六日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年十一月八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―一八三〇)にすること。

山口県告示第百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学キャンパスモール整備等工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」とい

う。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 山口県立大学キャンパスモール整備等工事

- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目地内
- (二) 工事の概要

名	称	工 事 内 容
キャンパスモール及び渡り廊下		外構整備工事一式及び新築工事一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。)二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。)を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の令和元年九月二十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和元年十月十六日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和元年十一月一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三三三〇)にすること。



(二二四) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
健康福祉部医療政策課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
山口県広域災害救急医療情報システム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和元年七月十九日

- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 六 契約金額
一億八千八百二十万七千七百七十二円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第百七十二号)第十一条第一項第一号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二二五) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省中国地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和元年九月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量(道路管理データ作成)
- 二 作業の地域
下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、美祢市、周南市、山陽小野田市、玖珂郡和木町並びに熊毛郡田布施町及び平生町
- 三 作業の期間
令和元年九月十日から令和二年二月二十日まで



山口県企業管理規程第九号

美祢ダム操作規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年九月二十七日

山口県公営企業管理者 小松 一彦

美祢ダム操作規程の一部を改正する管理規程

美祢ダム操作規程（昭和五十七年山口県企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第九条の三の規定により河川の流水の正常な機能を維持するための放流を行うとき。

第九条の二の次に次の一条を加える。

（河川の流水の正常な機能を維持するための放流）

第九条の三 所長は、河川の流水の正常な機能を維持するため、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める量の流水をダムから放流しなければならない。

- 一 一月一日から一月三十一日までの期間 毎秒〇・〇〇二立方メートル
 - 二 二月一日から五月三十一日までの期間 毎秒〇・〇〇七立方メートル
 - 三 六月一日から八月三十一日までの期間 毎秒〇・〇〇四立方メートル
 - 四 九月一日から九月三十日までの期間 毎秒〇・〇〇三立方メートル
 - 五 十月一日から十月十五日までの期間 毎秒〇・〇〇二立方メートル
 - 六 十月十六日から十二月三十一日までの期間 毎秒〇・〇〇六立方メートル
- 第十六条中「閉そくして」を「閉塞して」に改め、同条第一号中「第四号まで」を「第五号まで」に改める。
- 別表第一放流管バルブの項中

調節弁	
内径	〇・九〇メートル
門数	一
開度変化率	一分につき〇・四七パーセント以下

を

調節弁	
内径	〇・九〇メートル
門数	一
開度変化率	一分につき〇・四七パーセント以下

に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月二十七日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁